

大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 98
最近改正 令和 3. 5. 31 規程 135

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則（以下「短時間勤務教職員就業規則」という。）第 39 条の規定に基づき、短時間勤務教職員（短時間勤務教職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する短時間勤務教職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日、休暇等を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就業規則 公立大学法人大阪教職員就業規則をいう。
- (2) 教職員 就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員をいう。
- (3) 特定有期雇用教職員 大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する特定有期雇用教職員をいう。
- (4) 勤務時間等規程 公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (5) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程 大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (6) 特別養子縁組の監護期間中の子等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の監護期間中の子、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親（以下「養子縁組里親」という。）に委託されている子及び児童福祉法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親で養子縁組里親に準じる者に委託されている子をいう。

(法令との関係)

第 3 条 短時間勤務教職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(日、週の定義)

第 4 条 この規程において、日は、特段の定めがない限り、0 時に始まり翌 0 時に終わる 24 時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる 7 日間を指すものとする。

第 2 章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間及び休日)

第5条 短時間勤務教職員の始業及び終業の時刻並びに休日は、次の各号に掲げる基準の範囲内で個人別に定める。

- (1) 1日の勤務時間 7時間45分以内
 - (2) 1週の勤務時間 37時間30分以内
 - (3) 1週の休日 1日以上
 - (4) 始業及び就業の時刻 午前5時から午後10時までの範囲内
- 2 前項の規定にかかわらず、リサーチアシスタントの1週当たりの勤務時間は20時間以内とし、ティーチングアシスタント及びスチューデントアシスタントの1週当たりの勤務時間は10時間以内（集中講義等の補助の業務に従事する場合には、連続して2月を超えることなく、かつ1年を通算して4月以内の期間に限り、1週当たりの勤務時間を10時間を超え30時間未満とすることができる。）とする。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、理事長が業務上必要と認める場合は、午前5時より前に始業時刻を定め又は午後10時より後に終業時刻を定めることがある。

(休憩時間)

第6条 短時間勤務教職員の休憩時間は、原則として正午から午後0時45分まで一斉に与えるものとする。

- 2 業務の都合上、45分の休憩時間を別に割り振ることがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間以下の短時間勤務教職員について、業務上必要がある場合は、休憩を与えないことがある。

(休日)

第7条 第5条による休日の取り決めにかかわらず、次の各号に定める日を休日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「祝日法による休日」という。)
 - (2) 12月29日より翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 業務上必要な場合は、前項各号の日に替えて別に休日を定めることができる。

(勤務時間、休憩時間及び休日の変更)

第8条 前3条で定めた始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休日は、業務上の都合その他やむを得ない事情により変更することがある。この場合、前日までに通知するものとする。

(休日等の振替)

第9条 業務上必要がある場合は、第5条及び第7条に規定する休日を、あらかじめ当該週の別の日に振り替えることがある。

- 2 前項の規定に定めるほか、1週の勤務日数が3日以下の短時間勤務教職員については、前条に規定する休日を、あらかじめ当該月の別の日に振り替えることがある。この場合、1週につき2日以上 of 休日を確保しなければならない。

第3章 勤務時間の特例

(シフト制)

第10条 短時間勤務教職員の始業及び終業の時刻及び休日について契約期間を通じて特定しがたい場合で、月ごとの総勤務時間が当初から特定できるときは、第5条第1項各号及び第2項の基準の範囲内で、月ごとに作成する勤務割により始業及び終業の時刻並びに休日を定めることとすることができる。

2 前項に定める勤務割は、前月の末日までに、当該の短時間勤務教職員と部局の長との合意の上で、決定するものとする。

3 業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

第11条 業務の性質上、第5条及び前条の規定により難しい場合は、次の各号に掲げる基準の範囲内で、月ごとに作成する勤務割により始業及び終業の時刻並びに休日を定めることとすることができる。

(1) 1日の勤務時間 7時間45分以内

(2) 1週の休日 2日以上

(3) 1月の総労働時間 120時間未満

2 前項第3号の規定にかかわらず、連続して2月を超えることなく、かつ、1の年度中に通算して4回以内に限り、月の労働時間を120時間以上とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント及びスチューデントアシスタントで第1項により始業及び終業の時刻並びに休日を定める場合は、第4条第2項の基準の範囲内で行うものとする。

4 第1項に定める勤務割は、前月の末日までに、当該の短時間勤務教職員と部局の長との合意の上で、決定するものとする。

(専門業務型裁量労働制)

第12条 短時間勤務教職員就業規則第2条第2項第1号に規定する特任教員のうち、主として研究に従事する特任教授、特任准教授及び特任講師並びに専ら研究に従事する特任助教並びに短時間勤務教職員就業規則第2条第2項第3号に規定する博士研究員並びに短時間勤務教職員就業規則第2条第2項第18号に規定する特命教員のうち、主として研究に従事する者については、業務その他の都合上必要と認められる場合には、専門業務型裁量労働制を適用することがある。

2 専門業務型裁量労働制が適用される特任教員、博士研究員及び特命教員が、休日又は深夜に業務に従事する場合は、事前に部局の長の許可を受けなければならない。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第13条 短時間勤務教職員(前条の適用を受ける者を除く。)が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

第4章 時間外、深夜、休日勤務

(時間外、休日の勤務)

第14条 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は所定の休日に勤務を命じることがある。

2 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める時間（以下「法定労働時間」という。）を超えた時間又は同法第35条に定める休日（以下「法定休日」という。）に勤務を命じることがある。

3 1週の勤務日数が3日以上短時間勤務教職員が、3歳に満たない子（特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。以下この条について同じ。）の養育又は家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行うために請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。

4 短時間勤務教職員の法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。

5 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う短時間勤務教職員が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）の業務には従事させない。

(時間外勤務等における休憩時間)

第15条 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間（第6条の休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

2 前条第1項の規定により休日に勤務を命じる場合に1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分、8時間を超えるときは1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

(非常災害時の勤務)

第16条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、前条の規定にかかわらず、臨時に法定勤務時間を超え又は法定休日に勤務を命じることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

第5章 宿日直

(宿日直勤務)

第17条 第2章から第4章までの規定による勤務のほか、所定の勤務時間以外の時間又は

休日において宿直勤務又は日直勤務を命じることがある。

第6章 勤務しないことの承認

(勤務しないことの承認)

第18条 短時間勤務教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長からの承認を得て、第2章及び第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に勤務しないことができる。この場合、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程（以下「短時間勤務教職員給与規程」という。）に定めるところにより、給与を支給するものとする。

- (1) 厚生に関する事項についての計画の実施に参加する場合 必要と認める期間及び時間
- (2) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（当該労働協約により給与を減額しないで活動を行う定めをしているものに限る。） 必要と認める期間又は時間
- (3) 人工透析を受ける必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1回につき4時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (4) 短時間勤務教職員が本法人の敷地内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合 必要と認める時間
- (5) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間

2 前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長からの承認を得て、所定の勤務時間に勤務しないことができる。この場合、短時間勤務教職員給与規程に定めるところにより、給与を支給しないものとする。

- (1) 研修を受ける場合 必要と認める期間及び時間
- (2) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（前項に該当する場合を除く。） 必要と認める期間及び時間
- (3) 法人又は法人以外のものの主催する講演会等において、学術等に関し、講演等を行う場合 必要と認める期間及び時間
- (4) その職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合 必要と認める期間及び時間
- (5) その職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合 必要と認める期間及び時間
- (6) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間及び時間

第7章 休暇

(休暇)

第19条 短時間勤務教職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

(年次有給休暇)

第20条 年次有給休暇は、1の年度（次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める期

間をいう。以下同じ。)における休暇とし、その日数は、雇入れの日(就業規則第2条第1項又は第3条第3項各号に規定する者のいずれかとなった日のうち、最も早い日をいう。)から当該年度の前年度の末日までの継続勤務期間(短時間勤務教職員としての勤務期間以外の勤務期間を含む。)に応じて別表第1に定める日数とする。

(1) 次号に掲げる短時間勤務教職員以外の短時間勤務教職員 4月1日から翌年の3月31日まで

(2) 短時間勤務教職員となる前日に引き続く教職員、非常勤教職員等(大阪府立大学非常勤教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。以下同じ。)又は特定有期雇用教職員これらの期間(さらにその前に引き続く教職員、特定有期雇用教職員又は短時間勤務教職員の期間がある場合は当該期間を含めた期間。)の始期において、本条、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則第47条、勤務時間等規程第20条又は特定有期雇用教職員勤務時間等規程第21条により決定された期間

2 前項の規定にかかわらず、新たに短時間勤務教職員となった者のその年度における年次有給休暇の日数は、契約期間に応じて別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に定める短時間勤務教職員の年次有給休暇の日数は、労基法第39条及び労働基準法施行規則第24条の3の規定による。

(1) 1週の勤務時間が7時間45分未満である者

(2) 第11条の適用を受ける者

(年次有給休暇の単位)

第21条 年次有給休暇の単位は、1日とする。

2 前項にかかわらず、1日の所定勤務時間が固定されており、かつ4時間以上の短時間勤務教職員については、年次有給休暇を半日又は1時間単位で取得することができる。

(半日単位の年次有給休暇)

第22条 前半日の年次有給休暇を取得したときの勤務開始時刻は、終業時刻から休憩時間を除いて1日の所定の勤務時間数を2で除して得た時間数遡った時刻とする。

2 前項の1日の所定勤務時間数を2で除して得た時間数に1時間未満の端数がある場合は、15分以下の端数を15分とし、15分を超え30分以下の端数を30分とし、30分を超え45分以下の端数を45分とし、45分を超えた端数を1時間として取り扱う。

3 後半日の年次有給休暇を取得したときの勤務終了時刻は、始業時刻から休憩時間を除いて1日の所定の勤務時間数を2で除して得た時間数経過した時刻とする。

4 前項の1日の所定の勤務時間数を2で除して得た時間数に1時間未満の端数がある場合は、15分未満の端数を切り捨て、15分以上30分未満の端数を15分とし、15分以上45分未満の端数を30分とし、45分以上の端数を45分として取り扱う。

(時間単位の年次有給休暇)

第23条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は1の年につき5日以内とする。

2 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日分の年次有給休暇に相当する時間数を、1日の所定の勤務時間数（1時間未満の端数がある場合はこれを1時間とする。）とする。

3 半日又は1時間単位の年次有給休暇は、1日につき双方を合わせて2回までとする。

（年次有給休暇の手続き）

第24条 短時間勤務教職員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ上司に申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

（年次有給休暇の時季変更権）

第25条 年次有給休暇は、短時間勤務教職員の請求する時季にこれを与えるものとする。ただし、このため、業務の正常な運営に支障がでると認める場合においては、他の時季に与えることがあるものとする。

（年次有給休暇の時季指定）

第26条 第20条の規定により付与された年次有給休暇が10日以上である場合には、前条の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して当該休暇を取得させることができる。

2 前項の規定により時季を指定して取得させることができる日数は、5日とする。ただし、前条の規定により教職員が請求して年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

（年次有給休暇の繰り越し）

第27条 1の年度の末日までに取得されなかった年次有給休暇は、当該年度に新たに付与された年次有給休暇（本条の規定により繰り越されたものを含めない。）の日数を上限とし、翌年度に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第28条 次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の有給の特別休暇を与える。

(1) 短時間勤務教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間

(2) 短時間勤務教職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間

(3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により短時間勤務教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(4) その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間

(5) 風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回

- 避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める時間
- (6) 短時間勤務教職員が選挙権その他公民としての権利（次項第2号に定める場合を除く。）を行使する場合 必要と認められる期間又は時間
- (7) 短時間勤務教職員が国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署に、裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての職務その他公の職務に従事する場合（次項第3号に定める場合を除く。） 当該業務に従事する期間又は時間
- (8) 短時間勤務教職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該短時間勤務教職員が請求した期間（年13回を限度とし、1回につき2日を上限とする。）
- (9) 妊娠中の短時間勤務教職員が保健指導又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査をいう。以下同じ。）を受ける場合 別表第3に掲げる回数の保健指導又は健康審査（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところの保健指導又は健康審査）を受けるために必要な時間
- (10) 妊娠中の短時間勤務教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、当該混雑を避ける場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
- (11) 1週の勤務日数が3日以上妊娠中の短時間勤務教職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難である場合 1回の妊娠につき2週間を超えない範囲内で必要と認める期間
- (12) 分べんする短時間勤務教職員が分べん予定日（早産又は死産の場合で、医師等の診断書等により分べんの日が明らかな場合にあつては当該分べんの日）以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内の期間について申し出た場合 分べんの日までの申し出た期間
- (13) 短時間勤務教職員が分べんした場合 分べんの日の翌日から、前号に掲げる休暇の取得の開始日（前号に掲げる休暇を取得していない場合にあつては、分べんの日の翌日）から計算して16週間（多胎妊娠の場合にあつては、24週間）を経過する日までの期間。ただし、当該期間が、分べんの日から計算して8週間を下回る場合は、8週間（分べんの日から6週間を経過した短時間勤務教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除く。）とする。
- (14) 産後1年以内の短時間勤務教職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 医師又は助産師が指示する保健指導又は健康審査を受けるのに必要な時間
- (15) 短時間勤務教職員が生後満1年6月に達しない子（特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。第21号において同じ。）を育てる場合 1日2回あわせて90分を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (16) 1週の勤務日数が3日以上短時間勤務教職員が、その養育する中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子及び特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。）の看護（負

傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(その養育する中学校就学の始期に達しない子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

(17) 1週の勤務日数が3日以上短時間勤務教職員が、大阪市立大学特定有期雇用教職員等の育児・介護休業に関する規程第16条第2項に規定する要介護状態にある家族(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の世話(要介護者の介護、通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者に必要な世話をいう。)を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

(18) 1週の勤務日数が3日以上短時間勤務教職員が結婚する場合 入籍の日又は挙式の日(その他一般に婚姻が認知される日を含む。)の1週間前の日から6月を経過する日までの間につき6日

(19) 忌引の場合 別表第4に定める期間

(20) 短時間勤務教職員の配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 配偶者の分べんに係る入院等の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの期間につき3日

(21) 配偶者が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校の始期に達するまでの子を養育する1週の勤務日数が3日以上短時間勤務教職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 産前産後の期間における16週(多胎妊娠の場合にあっては24週間)につき5日を超えない範囲内で必要と認められる期間

(22) 1週の勤務日数が3日以上短時間勤務教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(23) 短時間勤務教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(24) 感染症予防法第18条に基づく就業制限の対象となった場合、検疫法(昭和26年法律第201号)第16条に基づく停留の対象となった場合その他法令に基づく国等からの外出自粛等の協力要請を受けた場合 必要と認める期間又は時間

(25) 短時間勤務教職員就業規則第53条第1号の規定に基づき就業を禁止された場合

必要と認める期間又は時間

(26) 1週の勤務日数が4日以上短時間勤務教職員が、夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

7月1日から9月30日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(27) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場合
必要と認める期間又は時間

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の無給の特別休暇を与える。

(1) 短時間勤務教職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合（前項第8号の期間の上限を超える場合） 当該短時間勤務教職員が請求した期間

(2) 衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「公職」という。）の選挙に立候補する場合 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条から第86条の4の規定による立候補等の届出の日から選挙の期日まで

(3) 前号に定める公職に従事する場合 必要と認められる期間

(4) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間

（特別休暇の単位）

第29条 短時間勤務教職員は、前条第1項第16号及び第17号の特別休暇を1時間単位で取得することができる。

2 1日の所定勤務時間数が固定されており、かつ4時間以上の短時間勤務教職員は、前条第1項第20号及び第21号の特別休暇を1時間単位で取得することができる。

3 第1項の規定により1時間を単位とする特別休暇を取得する場合は、1日分の特別休暇に相当する時間数を、1日の所定勤務時間数（日によって所定勤務時間数が異なる場合にあっては、1日の平均所定勤務時間数とし、これらの時間数に1時間未満の端数がある場合は1時間とする。）とする。

4 第2項の規定により1時間を単位とする特別休暇を取得する場合は、第23条第2項の規定を準用する。

（特別休暇と1時間単位の年次有給休暇等の併用の制限）

第30条 第28条第1項第10号の特別休暇は、半日又は1時間を単位とする年次有給休暇を取得する場合において、それに引き続いて取得することができない。

2 1時間を単位とする特別休暇と半日又は1時間を単位とする年次有給休暇を同一日に取得する場合においては、特別休暇と年次有給休暇を合わせて3回以内までとする。

（特別休暇の手続き）

第31条 特別休暇を受けようとする短時間勤務教職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

(病気休暇)

第 32 条 短時間勤務教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の単位は 1 日とする。

(病気休暇の手続き)

第 33 条 病気休暇を受けようとする短時間勤務教職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

2 前項の請求にあたっては、病気休暇の期間に応じて次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 負傷又は疾病による休暇が連続して 7 日以上に及ぶとき 期間を明記した医師の診断書

(2) 前号に定めるとき以外のとき 医師の診断を受けた事実が証明できる書類又はその写し

3 前項の規定にかかわらず、上司が求めるときは、診断書その他負傷又は疾病の状況を証明できる書類を提出しなければならない。

第 8 章 母性健康管理

(妊産婦である短時間勤務教職員の就業制限等)

第 34 条 妊娠中の短時間勤務教職員及び産後 1 年を経過しない短時間勤務教職員(以下「妊産婦である短時間勤務教職員」という。)には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

2 妊産婦である教職員が請求した場合には、所定の時間を超える勤務及び休日の勤務をさせない。

3 妊産婦である教職員が請求した場合には、深夜における業務には従事させない。

(妊産婦である短時間勤務教職員の業務軽減等)

第 35 条 妊産婦である短時間勤務教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

(妊娠中の短時間勤務教職員の勤務時間の変更等)

第 36 条 妊娠中の短時間勤務教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは当該短時間勤務教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(年次有給休暇の繰り越し)

- 2 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪府立大学又は合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、平成 31 年 4 月 1 日において大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則の定めによる短時間勤務教職員となった者について、平成 31 年 3 月 31 日の属する一の年度の末日までに取得されなかった年次有給休暇は、当該年度に新たに付与された年次有給休暇の日数を上限とし、平成 31 年 4 月 1 日の属する一の年度に繰り越すものとする。

附 則 (令和 2. 3. 31 規程 66)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 (以下「改正前の規程」という。) の次の表の改正前の規程欄に掲げる規定により特別休暇を与えられた日数又は時間数は、それぞれ同表の改正後の規程欄に掲げるこの規程による改正後の大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定により与えられた特別休暇の内数とする。

改正前の規程	改正後の規程
改正前の規程第 28 条第 1 項第 9 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 19 号
改正前の規程第 28 条第 2 項第 4 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 11 号
改正前の規程第 28 条第 2 項第 5 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 12 号
改正前の規程第 28 条第 2 項第 6 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 13 号
改正前の規程第 28 条第 2 項第 9 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 18 号
改正前の規程第 28 条第 2 項第 10 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 20 号
改正前の規程第 28 条第 2 項第 11 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 21 号
改正前の規程第 28 条第 2 項第 12 号	改正後の規程第 28 条第 1 項第 22 号

附 則 (令和 2. 12. 24 規程 265)

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3. 5. 31 規程 135)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1

継続勤務期間 週所定労働日数	継続勤務期間				
	2 年以下	3 年以下	4 年以下	5 年以下	5 年を 超える
5 日以上又は 30 時間以上	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

4日	10日	10日	12日	13日	15日
3日	8日	8日	9日	10日	11日
2日	5日	5日	6日	6日	7日
1日	3日	3日	3日	3日	3日

別表第2

契約期間 週所定労働日数	7ヶ月 以上	6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月	2ヶ月	1ヶ月
	5日以上又は 30時間以上	12日	10日	8日	6日	5日	3日
4日	10日	8日	6日	5日	4日	3日	1日
3日	8日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
2日	5日	4日	3日	3日	2日	1日	—
1日	3日	2日	2日	1日	—	—	—

別表第3

妊娠週数	回数
妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回
妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回

別表第4

死亡した者	期間	
	血族	姻族
配偶者	10日	
父母	8日	3日
子	8日	3日
祖父母、曾祖父母	3日	1日
孫、曾孫	1日	—
兄弟姉妹	3日	1日
伯叔父母	1日	1日
甥、姪、いとこ	1日	—